

令和4年度第1回

# 逗子市個人情報保護運営審議会

令和4年4月26日（火）

逗子市総務部情報公開課

令和4年度第1回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 令和4年4月26日(火)

午前10時00分～

場 所 市役所5階 第4会議室

議 題

1. 諮問第4号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度に係る対応について【情報公開課】(継続審議)
2. その他

出 席 委 員 (5名)

会 長	安 達 和 志
副 会 長	森 田 明
委 員	海 原 弘 之
委 員	望 月 由 佳 子
委 員	島 田 達 巳

欠 席 委 員 (0名)

事務局等出席者

総務部参事 (情報公開担当)情報公開課長事務取扱	齋 藤 好 男
情報公開課副主幹	栗 原 達 也
情報公開課主任	高 橋 佳 代
情報公開課年度計画用職	大 槻 花 子

会議の公開・非公開の別 公開

傍聴者 なし

#### 配付資料

- ・ 第1回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 【資料1】特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧
- ・ 改正個人情報保護法と情報公開条例の不開示情報の比較
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

午前10時00分開会

○安達会長 では、定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第1回個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定に基づき、半数以上の委員の出席がありますので、本審議会は成立します。

それでは、議事に入りますが、新型コロナウイルス感染症予防のため、速やかな議事の進行に御協力をお願いします。

では、本日の配付資料の御確認をお願いします。

(配付資料の確認)

○安達会長 皆様のお手元に資料おそろいでしょうか。よろしいですか。

それでは、議題に入ります。

議題(1) 諮問第4号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度に係る対応について、所管は情報公開課でございます。

前回からの継続審議となります。

まず、事務局から説明をお願いします。

○齋藤総務部参事 では、事務局から説明させていただきます。

前回の審議会に提出させていただきました諮問書につきまして、継続審議をお願いしたいと思います。

まず、諮問書別紙2の差し替えとしまして、本日、メールに提示しました資料について、事前に御説明いたします。

前回の審議会に提出させていただきました資料では、個人情報保護条例と改正個人情報保護法の不開示情報との比較をお示しさせていただきました。こちら、本市の個人情報保護条例と情報公開条例が同じ項目を不開示にするということがありますので、比較のしやすさということで、同じ個人情報の条例ということで、こちらの個人情報保護条例と法令のほうを比較して作成したのになります。

しかしながら、改正個人情報保護法第78条第2項、こちらの規定に基づきまして、情報公開条例との整合性を確保する必要がある場合に、新たな条例で規定することができるということになっておりますので、こちら改正個人情報保護法と情報公開条例との比較の一覧に差し替えさせていただくものになります。

す。

次に、今回の資料でお示しいただきました令和4年4月20日に国から正式なガイドラインが発出されております。厚いほうの資料になります。今回のガイドラインでは、以前お示ししました案と比較しまして、解釈が大きく変更となっている部分は特にございませんでした。よって、先日、お示ししました諮問書につきまして、正式なガイドラインの発出を受け、変更となる部分がございますので、引き続き、同様に御審議のほうをお願いしたいと思います。

以上になります。

○安達会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、審議をしてまいります。

皆さん、お手元に前回の諮問資料をお持ちでしょうか。前回諮問書一式、資料2というふうにされていたものですが、その中にある一覧表に基づいて項目ごとに検討していくということにいたします。

その中で、既に前回で一応検討が終えられたものとしまして、条例で定める必要があるとされている事項No. 1となっているもの。それから、条例で定めることができるとされている事項のうち、No. 1と2、それから6、7については前回審議をいたしておりますので、今回は、残った部分、残した部分、あえて残してある部分といいますか、一定の議論が必要であるということで残してある部分について審議をしてまいります。

今日はこの順番でよろしいでしょうか。条例で定めることができるという事項のNo. 3、4、5、それから一番最後の条例で定めることが妨げられるものではないと書いている事項のNo. 1という、これをこの順番に従って検討していくということにしまして、時間の制約がありますので、途中で打ち切りになる場合もありますが、できる限り議論をしていくという形にしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、まず、条例で定めることができるという事項のNo. 3ですが、審議会への諮問ということで、改正法の129条に関わる部分ということ、これをまず検討することにいたします。

まず、事務局のほうから、何かこの審議会の諮問について御説明ございますか。今、検討中となっておりますが、その後、どういう経緯になっているかとい

う点も含めて。

○齋藤総務部参事　そうですね、前回の審議会のほうでも御説明しました。そこから、大きな変更というのはございません。また、新しいガイドラインとQ&Aのほうを確認しながら、検討のほうを継続していたところですが、審議会への諮問に関する事項については、以前の資料の中にございますが、例えば、個人情報取得、利用、提供、オンライン結合等、そちらについては審議会への諮問のほうについては規定はできないというような流れは変わっておりません。

前回と同じなんですけど、規定できる内容としては、法第129条にございます専門的な知見に基づき意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会、その他の合議制の機関に諮問することができるという規定になっているところでございます。

個別の事案等、やはりそちらの適否を判断するということは、この法の趣旨に反するというところは変わっておりませんということなんです。

できる部分について、例えば、まだ本市では検討はしていないのですが、例えば、行政機関等匿名加工情報、こちら事業が新たな産業の創出、または活力ある経済活動、もしくは豊かな国民生活の実現に資するものということがどういうものなのかというものについて意見を聞くということは、可能であるというQ&Aが出ております。

ただ、まだ行政機関等匿名加工情報というのは、まだ本市では義務づけられておりませんので、こちらのほうはまだ実施しないよというふうにしております。それ以外については、前回と同じような結果になっておると思っております。

以上になります。

○安達会長　どうもありがとうございます。

この点については、かなりガイドラインのほうで縛りがきつい表現になっているようなのですが、その点をどう理解するかということにして、現状で審議会が行っている事項の大半が典型的にそれを諮問することはできないという形で指針が示されているということですが、そうするとかなり相当に限定された範囲でしか審議会は審議の対象とできないということになるように見えます。その点をどう理解するかということについて、少し委員の方に御意見伺いたい

ところですが、このあたりまず森田委員に神奈川県の情報も含めてお話していただけますか。

○森田副会長 神奈川県はもう去年の夏ぐらいから改正法対応の議論をしていまして、ちょうど昨日大詰めの会議がありまして、あと5月下旬に予定してそこで答申をまとめるということになっています。

そんなに時間かけて議論してきたのは、何を議論してきたかという、やはり従来の運用を、要するに従来の運用の水準を下げないという、そういうことが必要ではないかと。今度、法律が直接適用されることになることで、運用上影響が出てくるかどうかということを審議会で扱った案件等を遡って、チェックして行って、改めて法律の条文に当てはめて、同じような判断、結果が出るかどうかということを結構手間をかけてやっていました。

今、問題になっている審議会の役割である取扱いの制限、収集の制限、利用・提供制限、オンライン結合といったことについては、神奈川県でも審議会が関与するという形になっていて、それが制限されてしまうことでどうなるのかということをやって、何とか従来のような運用は維持できるのではないかとというのが、県の事務方の報告としては出てきています。

ただ、本当にそうなのかという問題と、あとは結果が同じであったとしても、従来審議会というこういう場で議論して、議事の結果を公表してということでやってきたことが、今度は、そういう意味では行政内部で、必要ならば国に直接聞いて、そこで決めていくということであると、決定結果が非常に見えにくくなってしまいう問題もありますので、そういう意味でいいのかどうかということもあります。

法律との関係でいうと、要配慮個人情報の取扱い制限であるとか、オンライン結合であるとか、そういった点、あと本人外収集ですとかね、そういった点については、実は法律上規定がないので、規定がないにもかかわらず、自治体の条例で定めては、規制してはいけないという、これは個人情報保護委員会レベルでの解釈になりますしね。そういう解釈レベルのことを、自治体が言うことを聞かなくてはいけないのかどうかということについても、大分議論がありまして、実は県の場合は、審議会から直接個人情報保護委員会に質問状を出すということもやって、特に今の点、審議会の権限についてということで、県の

これまでの運用の実情も踏まえて、どうなんでしょうかと言ったんですけれども、やはり委員会のほうの回答は、従来示していた回答と同様にそれはできませんと、法律で書いていない以上、できませんということですし、あるいは利用・提供の制限については、法律上規定があるから、もうそれに従ってくださいという、割と三くだり半的な回答が来たということがあって、ちょっとそれに対してはいかがなものかという意見も大分あったんですが、なかなか正面切って改めて条例で規定するというのも難しいであろうという方向にはなっています。

ただ、従来議論していた問題について、審議会が全く関与できないということはないはずなので、法律が認めている審議会の権限の読み方によるんでしょうけれども、つまりその例えば、要配慮個人情報の取扱いをしていいかどうかということは聞けないにしても、取り扱うとした場合にどういう問題があって、どういう対処をすべきかとか、そういう運用上の問題点についてはそれはもう審議会の権限、そこは法律の読み方で専門的観点から特に必要な場合という前提にはなりますけれども、割とそこを広く解釈していけば、従来議論が必要であった問題については審議会で議論してもらうことは可能ではないかというような解釈を取っているというような方向になりそうです。

そのことについては、単に答申で出すだけではなくて、そういう議論を踏まえて、条例では規定は置かないけれども、従来と同様の運用ができるように新しい条例の運用に持っていくところですよというような方針というようなことも含めての答申になってくるのではないかというふうに思います。

ただ、逗子の場合は、県よりもむしろいろんなことを審議会に付議していただいてきているので、例えば、捜査関係事項照会なんかについても、逗子は個別に審議をして、実際そこで何というか、撤回してもらったりしたこともありますし、大分回答範囲を狭めたりというようなこともあったので、その辺についての運用がどうなるのかとか、変っていく可能性がないのかどうかといったことは本当は具体的に検討する必要があるのかなとも思うんですけれどもね。

○安達会長 ありがとうございます。

そうすると県のほうとしては、特に条例の改正の中で取り扱うということではなくて、運用によって審議会を活用できるようにしようと、そういう方向だ

ということですね。

具体的なケースを念頭に置くと、この審議会もよく扱っている今例に出された警察関係ですね。捜査関係事項照会書の提供の可否といった問題について、今までは、その提供の範囲とか、それから提供する理由について詳しく聞いて、妥当性を判断していたという、そういう経緯があります。しかし、この改正法の趣旨からするとそれはもうできないということで、これは改正法69条に利用及び提供の制限という規定がありますけれども、これによると69条2項の3号ですかね、保有個人情報を提供する場合において、法令の定める事務または業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ当該個人情報を利用することについて相当な理由があるときという、こういう要件になっていまして、法令で定める事務等に必要な限度かどうかという判断と、それから、その利用について相当な理由があるかどうかという判断については、改正法の趣旨として、もう所管課の判断に任せるということで審議会の意見を聴いてはいけないかのような、そういう扱いが示されているんですが、そうすると、捜査関係事項照会書のような場合には、なかなか駄目とは言いにくいという、G Oサインで提供されてしまうというケースが従来よりは増えてくるのかなという心配はあります。

○森田副会長 恐らく国の解釈によれば、捜査照会に応えていいのかどうかということについて、何ていうんでしょうかね、審議会に諮るということは駄目よということにはなると思うんですね。

ただ、問題は、それはあくまで条例の縛り、あるいは法律の縛りとの関係で例外として提供できるかどうかということが問題なので、ただ、仮にそれがいいとしても、逗子市として照会に応えるかどうかは、あれは任意ですので、だから任意に応じるのが適当かどうかということの判断は、別次元で決めないといけない話なわけですね。

その場合に、条例上の要件はクリアされるにしても、じゃ、逗子市側の判断として、応じるかどうかということについては、自主的に決めなければいけない、あるいは決められる話ですので、そういうことについて審議会に意見を聴くということはあるいいんではないかな。

だから、出していいですかという、条例上の要件として出していいですかで

はなくて、出した場合にどういう問題があるか、あるいはどの範囲で出すのが適当かというようなことを審議会に諮問することはできていいのではないかというふうに私は思うんですけどもね。

そういうことで、今、捜査照会の話がありましたけれども、例えば、逗子市で最近扱った案件では、匿名加工医療情報、いわゆる次世代医療基盤法に基づいて、逗子市の住民の健康情報を提供するという話があったわけですけども、あれについては、本当は審議会に諮らなくてもいいという解釈をむしろ国の側は示していたんですけども、でも逗子市としては、一応審議会の意見を聴きたいということで、諮問されたわけで、あれは逆に言うと条例上提供していいかという要件をクリアできるとしても、やっぱりああいう大がかりにデリケートな情報を提供するような話については、やはり第三者機関にかけて議論を進めるということは意味があるのではないかと思うんですね。

やはりそれができなくなるというのはおかしいので、それは本来個人情報保護制度の縛りとは別次元で個人情報の取扱いをどうするかという観点からの意見を求めるということだと思いますので、そういうことは今後も認められていいのではないかというふうには思いますけれどもね。

○安達会長 ほかの委員の皆様、何か御質問、御意見等ございますか。

私の理解ですが、この改正法の指針等で、審議会の意見を典型的に聞くということできないとしている趣旨は、判断する際に、事前に審議会に諮問することを義務づけてはいけなさと、必ず聞けというふうに義務づけることはできないというふうになっているものだというふうに考えますと、所管課のほうで、判断に迷うという場合に、審議会に意見を聴いてみようということは妨げられないはずだろうと思います。改正法の趣旨では特に必要があると認めるときは聞いていいと書いていますけれども、特に必要があると認められたというのを少し広げて柔軟に解釈して、所管課のほうで必要ですよと、特に必要ですよとって諮問をしてもらって運用はできますよね。運用によって、全てではないまでも重要な事項であって、所管課としては判断に自信がないとか、迷うとかいう場合には、積極的に諮問してもらって、そういうことは妨げられないだろうと思います。

それと、もう一つ、事前に諮問を義務づけるのは駄目ということであれば、

事後的に審議会に報告をしてもらう。事後報告を義務づけるということは、これは妨げられないかなという気がするんですけどもね。

事前に諮問した場合を除いて、諮問しないで判断するんだったら、必ず事後に報告するという形で書いておくと、所管課のほうで緊張感を持って判断できる、必ず事後には報告しなければいけない、そこでいろいろと疑義が出る可能性もあると。疑義があって、運用を見直すという可能性も出てくるという点からすると、事後的に、具体的に本市でどのような個人情報取扱いが行われているのかという事実自体は審議会として把握しておく必要があるということから、報告の義務を条例に書いておくということは考えられないかなというふうに、個人的には考えているんですけども。

ですから、義務づけではなくて、できる規定だと、できる規定でそれを運用で生かしていくということと、もし、所管課の判断で、もうこれは諮問するまでもないというふうに判断して利用・提供等した場合には、事後に報告をしてもらうということの2段階でやっていくと、従来とそんなに変わらない形で審議会の役割を続けることができそうな気はしますけれども、いかがでしょうか。

○齋藤総務部参事 今回の20日のガイドラインで、70ページのところに出ているんですが、個別の事案を法に照らした適否の判断を審議会に諮問することは、法の規律と解釈の一元化という、令和3年度改正法の趣旨に反するものとされておるところです。これを確認すると、今回、ガイドラインの頭のほうに書いてあるんですが、例えば、1ページ目ですかね、ガイドラインにおいて、しなければならない、してはならないと記述しているものについては法令違反、法違反と判断される可能性があるということが今回のガイドライン、前回も示されていたんですが、そういったことが書かれておる状況になっております。

○森田副会長 ですから、今議論しているのは、適宜の判断ということは駄目ですよということで、直接そうでない形で審議会が取り扱うことができないかとか、私が言ったのは、適宜そのものではなくて、いいとしても、じゃどういうやり方があるのかと、あるいは気をつけなくてはいけない点があるのか、そういう点について議論ができないかどうかと、安達会長おっしゃったのは、そういうこともあるかもしれないけれども、事後報告というような形でやれば、事

前にチェックするという問題ではないので、できるんではないかというようなこと。

○齋藤総務部参事 最初の報告で。

○森田副会長 ええ。

○安達会長 私はこのガイドラインの記載を承知していますが、個別事案の法に照らした適否の判断について諮問を行うこと。これが全く駄目というふうになっているのはちょっと行き過ぎかなという気がしています。

法の建前としては、こういう場合には国の委員会に聞けということですよ。しかし、それ實際上、そんなに個々の個別の問題について、個人情報保護委員会が適切に適時に回答をくれるという保証は全くないんですよ。せいぜい、一般的な基準、一般的考え方を示すという程度にとどまる可能性があるとして、そうするとそれだけ見ても判断できないということもあり得ます。

そういうところからすると、個人情報保護委員会が示すであろう一般的な考え方、ないし基準だけでは、なお判断できないという場合はあり得るだろうと思います。そんなに委員会のほうに人的キャパシティはないので、そんなに2,000近い自治体の質問に個々に回答するということは想定されていないですよ。せいぜい一般的な目安、考え方を示す程度ではないかと、それに対して、自治体が取扱う事務は日々新しい事務が登場するわけですし、そうすると、適時に判断をするためには、個人情報保護委員会に対して質問、照会するというだけでは、到底追いつかないのではないかなというふうに私は見えていますよ。

そうすると、場合によって、ちょっとやっぱり委員会の判断を見ても、あるいは質問してみても回答来ないと思うんですね。そういうことがあったりして、判断できないという場合には、こちらの審議会のほうで、その委員会の判断を踏まえて検討するという余地は十分あるのではないかと。

したがって、このガイドラインでは、きつい縛りで、個別の事案について判断がまかりならないかのように書いてありますけれども、ちょっとこれは行き過ぎなんではないか、そこまで嚴重に審議会の判断を排除する理由はあるのかという気はしていますけれども、いかがでしょうか。

もともと法令の趣旨とか解釈については、自治体にも自主解釈権はあるので、国の解釈が全てではないんですよ。国の解釈と自治体の解釈がずれるという

場合は一般的にもあるわけですから、そうすると国が示すガイドラインだけに縛られるということは本来的な地方自治の趣旨にも反するのではないかというふうに私は思っていますけれども、どうでしょうか。

○海原委員 僕から質問なんですけれども。ガイドラインというのは国の個人情報保護委員会が出してきたものなんですよ。

○齋藤総務部参事 そうです。

○海原委員 ガイドラインって民間でいうとガイドラインは分かるんですけれども、これは行政の言葉でいうと、もう指示、命令ということなんですか。

○齋藤総務部参事 自治法に基づく技術的助言という言葉を使っていますが。

○海原委員 ということは、助言ということは、指示、命令ではないということでは押し切ることはできるんですね。

○齋藤総務部参事 あとは法令による判断。

○安達会長 一応、技術的助言で、しかしそれに反したら、もしかしたら後から違法とされる可能性がありますよということを言っているんですよ。

○齋藤総務部参事 取りあえずこれに従ってくださいという。

○海原委員 ガイドラインって行政通達文書ですね。はっきり言うと。

○安達会長 法的拘束力はないんです。

○海原委員 同じくらいだけれど通達文書ですよ。結局、特に省庁間の。

○齋藤総務部参事 合意をする上で、やはり自治体が迷う部分が出てきますので、そこはどのように取り扱ったらいいかという、ある程度の指針になっています。

○望月委員 70ページのガイドラインに、諮問という言葉が出てくるんですけれども、ちょっと今さらなんですけど、今、現行法でやっている諮問というのは、ここでこの審議会で出された意見はどんな効果があるのかというのを、ちょっと改めて確認したいんですけれども。つまりこの審議会を出したら駄目というか、いろんな意見を言ったことに、出された側の諮問した側が従う義務というか、そういうのがあるのかどうかで、逆に言うと、じゃその効果のところ、意見を聞いたときに、ここが新しい法律になったときに、この審議会では何か答えたことに対する効果が違うのであれば、聞くこと自体はできるというか、何かこういうところで運用というか、変えるというのがあるのか、ちょっとそのために、ごめんなさい、今さらなんですけれども、現行の諮問がどういう効果

があるのかということ、よろしく申し上げます。

○安達会長 これは私のほうから答えたほうがよろしいですね。

この審議会はあくまで諮問機関ですのでね、諮問をされて、意見を聞かれています。それに対して審議をして、答申をいたしますけれども、この答申自体に法的な拘束力はないんです。答申に反するような判断を最終的にされても、それは法的には問題はないという、そういう建前になっています。

実際上は、答申を尊重して判断していただいているわけですが、ただし、答申にどうしても従えないという場合には、それはできなくはないということです。その点は、改正法でも同じだと思うんですね。あくまで諮問機関です。しかし、実際上は諮問・答申した以上はそれを無視して反するということは、通常想定されていないということで、そうすると、事前に諮問を受けたりすると、この個人情報保護法の全国的な一律的運用の妨げになるという、そういう発想だと思いますね。あくまで、個人情報保護委員会という国の委員会が一定の基準を示すので、その基準に従ってやってもらわないと一律にできないと、そういう趣旨ですよ。

○望月委員 法的な拘束力がないものでさえ、個別の事案のことはもうできないと。

○森田副会長 言わば余計な手間をかけること自体が、データ流通の妨げになるという考え方なんですよね。法改正の趣旨としては、そういうふうに解釈しているわけです。

だから、そういう飛び越せるハードルであっても、ハードルがあること自体が問題だという考え方です。それを言われちゃうと、非常に困るというか、そうするとちょっと本当に自治体として責任を持って運用できないのではないかという問題が出てくるわけで、要するにそうはいつでも、つまり情報流通の必要性は高いというんですけれども、どこかに情報を出せという場合に、もともとそれが法令上はつきり義務づけられていれば、今の条例の下でも当然それは出さなければならない話なので、審議会が関与する必要ないわけですよ。

問題になっているのは、さっきの捜査照会がそうですけれども、提供するかどうか、自治体が自分の責任で判断して決めなくてはいけないという、そういう問題について、審議会に諮るという仕組みになっているので、ですから仮に

審議会に諮らなくても、その情報を出すかどうかについて、自治体が自分の責任で判断しなければならないという問題が残るわけですね。

そうすると、それが諮問ができないとすると、じゃ、自治体は誰も、第三者の意見を聞かないで、自分たちの内部の判断だけでそれをやらなければいけないのかと、その出したことが間違っているといったら、それは自治体の責任になっちゃうものですから、恐らく国は責任を取ってくれないわけで、そういうことから言っても、ちょっとおかしいんじゃないかなという感じがする。私の考えでは国の解釈と矛盾しないのは、提供することの要件として、条件として諮ることはしないけれども、自治体が自分の判断でちょっと決めかねるような問題であれば、それは第三者機関である審議会に意見を聴いたっていいではないかと、そういうところなんですけれどもね。

○**安達会長** あと、私のほうで想定しているものとしては、これはガイドラインに微妙に引っかかるかもしれませんが、例えば、要配慮個人情報を含むような情報を利用・提供するという場合については、内部的なルールとして、運用上のルールとして、できる限り審議会に諮問をするというようなことは考えてもいいのではないかという思いはあります。

ただ、これはちょっと典型的に諮問するということに見られてしまう可能性はあるので、微妙なぎりぎりのところなんですけれども。いろいろ考えると、条例ではなくて、内部的な指針、運用指針としてどういう場合には審議会には諮問しなくていい、これは諮問したほうがいいという振り分けをするものをつくるということは考えられますよね。

そういう指針があると、所管課のほうも判断しやすいということがあって、同種の記録について利用・提供している前例がある場合であれば、これはいちいちそのたびに諮らなくてもいいということができるでしょうし、全く新規の事業を立ち上げるという場合に運用のために聞いてもらうということも考えられます。いろんなケースがあると思うので、そのあたりは内部的な運用ルールをつくるということは考えたほうがいいかなと思います。このガイドラインに抵触しないすれすれのところで何とかできないかということです。

○**森田副会長** 何かやる場合に、これこれをしなくてはいけないというようなものを条例でつくってしまうと、多分引っかかることになると思うので、できる

という形にして、そういう意味では諮問にはならないんだけど、慎重を期すような仕組みができないかというふうに思います。事後報告の問題については、私、神奈川県後期高齢者医療広域連合の個人情報の委員をやっているんですけど、ここは、取り扱っている情報はほとんど要するに後期高齢者の医療についてのレセプトなんですね。実は、そのレセプトに関しては、捜査照会が結構来るんですよ。逗子でやっていると、ある程度、推測できますけれども、結構、何十件と年間来るんですね。それについては、基本は包括的な答申を出していて、これこれの条件の下でこういう点をチェックして出していいよという形にしているんですけども、ただ、一応、対応、個々の案件及びそれに対する対応については全て後で報告をしてもらうということになっていて、ですから、こういう照会が来た場合に、この範囲で出しましたということを出してもらって、そうするとやはり事後報告とはいっても、何でこれはそのまま出したのかとか、やっぱり一定制限して出すことが多いわけで、これはどういうことで決定したのかといった、その辺のことも含めての報告になるので、それはやっぱりある程度の運用上、慎重にしてもらうという効果は持ち得ているのかなというふうには思いますので、事後報告、あまり事後報告に頼ってしまうのもどうかというところはあるんですけども、これはある種の問題については、そういった対応の仕方はあり得ると思いますね。あまり情報の流通に直接ストップをかけずに、ただ、全体の運用が安易に流れないようにするという意味ではいいのかなと感じてはいるので、一応、そういう可能性も盛り込めないかなというふうには思っています。

○海原委員 これはもう守らなければいけないということなんですけれども、読んでるとかなり引っかかってくるものが多いんですけども、例えば、今、国はもう何とか改正するためにデジタルを推進しようというのは、もう大命題になっていますよね。でもこれが74ページの例えば、個人情報保護やデータ流通の下の方ですけども、データ流通に直接影響を与えない事項に関しては、独自の規定を置くことができるというんですけども、データ流通を止めることも、ある意味ではストーカーとか、そうだと思うんですけども、逗子とは言いませんけれども、必要だなという気がするんで、ガイドラインでは、僕も何か変だなと、読んでいて、難しいトラブルは多々あるんですが、これを

守らなきゃ、先ほど会長がおっしゃられた罰則規定、違法であれですよという事は、あくまでもデジタルを、日本を最先端にするという趣旨は分かるんですけども、止めるということも考えなければいけないのではないかなど、場合によってはね、要はガイドライン、ある程度、違法だと言われても止める必要もあるような気もするケースもあるとは思いますが、いかがでしょうか。

○**安達会長** 基本的には個人情報保護とデータ流通とのバランスの問題なんですよ。ちょっと国の指針のほうは、データ流通のほうに重きをやや置き過ぎているという感じがしていて、従来の個人情報保護の水準の切下げにならないかという点が非常に危惧される場所なんで、そういう点では、このバランスを修正するという事を考えておく必要があるかなど、私は思っています。

そうすると、このガイドラインそのまま駄目ですよと言われてたら、はい、すみませんというふうには、当然ならぬだろうと思しますので、できる限り従来の実績を踏まえて、そこまでは維持するのは難しいとしても、審議会の役割が減殺されないような、そういう対応をしていくということは必要だと思います。

条例の改正を明文で書くかどうかということと、それから条例上はそれほど明確にはガイドラインに沿わないような表現をしないでにおいて、運用のルールのほうで実際には、審議会の機能をしっかり確保しておくことはできそうな気はします。気がするだけで、また後から個人情報保護委員会のほうから、これはおかしいと言われてたりする可能性はなくはないですが、そこはこの逗子市だけではなくて、全国自治体共通ですのでね、県とか、政令指定都市なんかに頑張ってもらおうということもできますので。

○**森田副会長** 県としては、逗子のようなところに頑張ってもらいたいという感じもあって。私、最初からややそういう意味では、引いた意見を言ってしまったんですが、県での議論というのは、やっぱり最初の時点では、それは国の解釈おかしいんではないかって話は随分出たんです、学者の人たち中心に。そもそも個人情報保護委員会が一元的な解釈権限を持つなんてことは、別に法律上、何も書いていないので、自分で言っているだけなんですよ、これは。国の機関の中であればともかく、自治体に対してそれを認めると一方的に言うのも本来おかしい話なので、国が言えるのは技術的助言だけなのでね、技術的助言とし

てそんなことを言うのはいいのかということも当然あるわけですよ。

しかもこのガイドライン、あるいはその前の文書を見ても、とにかくこれこれはしてはいけないということを最初から言っちゃっていて、だから、それについては随分県の審議会でも議論をしました。

だから、県の答申の中では、国はこう言っている、つまりこういうことについて審議会の権限がないと言っているけれども、別にその点について条例で定めることができるという解釈だって成り立つのではないかというところまでは一応書くであろうということにはなっています。

なんだけれども、かといって国が違法の可能性があると知っていることを、あえてやるというところまでは踏み切れないので、そうではない形で審議会の権限を最大限今後も利用しようというような書き方になるという、苦渋の選択になりつつあるというところなんですね。

最初に言った結論は、そこに至るまでは結構、県で議論をした結果です。国とのやり取りも、県当局もそうだし、審議会自体も質問状を出したぐらいで、やり取りをしたけれども、そういう経過を踏まえてのことなので、あまり最初からここに書いてあるからしょうがないということで済ませていい問題ではないんではないかと思えますし、今後も審議会が一定の役割を果たす必要があると考えるのであれば、それをやはり何らかの形で条例に残すということは考えないといけないんではないかと思えます。

○島田委員 ちょっとよろしいですか。

国の今回の改正の趣旨からいいますとね、デジタル法に関連して今回出来上がっているわけですよ。それで、その中で、審議会の事項としては、この70ページに出ておりますように、70ページのガイドラインの一番下のパラグラフですけれども、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないと。要するに国の今度の改正の一番の狙いは全国1,700もの自治体がそれぞれ個別の個人情報保護条例を定めていると、これは実際に自治体を横断するような問題について、一々自治体の承認を複数取るなど、大変手間がかかるというような、民間側のね、ニーズもあって、要するに個人情報保護条例は国で一本でいいという趣旨で、効率化だと思うんですよ。

そういう点から考えて、その趣旨にのっかっていきますと、今のこのガイドラインにのっかってみますと、これがこの審議項目が実際は該当しないとなると、一体何が残るかということが、いろいろ問題になるわけですが、恐らくちょっと僕はその辺何が残るかよく分からないですが、過去の例えば逗子市でやった諮問、3か年で、これを除くとどんな件が過去にあるのか、それから新たな今回の対応に応じて、新しく個人情報保護運営審議会やらなければならないことはどんなことなのかというのは、まだちょっと僕も消化不良なんですけれども、いずれにせよ、審議会の役割は減少すると、そういう中で考える必要があるということですよ。

もう一つは、ほかの自治体との関連ですね。例えば、神奈川県以外の自治体との関連も横で見ながら、調整していく必要があるんだろうというふうに思います。

○安達会長 現状は、全国の自治体で検討中ですので、どういう流れになるのか、まだよく見えませんが、国と全国の都道府県、市町村が綱引きをしている状態、このガイドラインどおりに従うという自治体もあるかもしれませんが、ちょっとこれでは従えないというところがどのぐらい出てくるかということによって、その後の推移が変わってくるような気がします。

頭出し的に少し目立つかもしれないけれども、やってみて、逆に反応を見るということも可能かなと。それを逗子市がやるかどうかは別として、どこか突出して頑張る自治体があれば、それに対して国がどう反応するかというのは、見ることはできますけれども。

それにしても、神奈川県内では、県とか、横浜市、川崎市の影響は大きいでしょうから、その辺りでどういう方向に行くかということを見ながら、逗子市として対応を決めるということはあるでしょうかな。

多分、県は5月中に結論が出るわけでしょうから。

○森田副会長 5月末の委員会で一応審議は終える予定ですので、その後、若干整理するにしても、6月ぐらいには発表することにはなるかと思います。

審議会については、県の姿勢としても今後の重要な機関として位置づけるということと、諮問内容を大きく減らすような感じにはならないように、実質的に、今までのように条例上の是非、条例で認められるかという形の諮問ではな

いんですけれども、やっぱりそれが問題になり得るようなことについては、それに関連する事柄を諮問するということを制限しないような形にはしたいということにはなるとは思います。

実際、条例にする段階でまたいろいろ審議会の手を離れた時点での議論というのもまた出てくるとは思うのですけれどもね。

○安達会長 そのあたりも重要な参考にしながら、市としての対応を決定するということになるでしょうから。今日の段階で結論を出すということはしないで、この項目としては継続審議にしてはいかがでしょうか。

○森田副会長 あとちょっともう一点審議会関係でよろしいでしょうか。

今のガイドラインの70ページのところで、法でいうところの特に必要な場合について、特に必要な場合とは個人情報保護制度の運用やその在り方について、サイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう、というふうについて、これもこのとおりに読んでしまうと、もっぱらそういう技術面での専門家の議論を予定しているというふうになってしまうんですけれども、これはそうではあんまり専門的知見というのは、もっと意味が広いので、それは法的な観点での専門家、専門的な知見というのものもあるでしょうし、だからこれはあくまで一つの例であるという読み方になるのではないかと思います。

そこは多分委員会も、サイバーセキュリティに関する議論だけをやるんだというふうには言わないと思うんですけれどもね。これは、前のこの案に基づくQ&Aがありまして、その中で審議会の構成については、これはちょっと前回も言いましたけれども、要するに住民代表を委員として入れていいかとQがあって、それに対しては、住民代表が全部とか、中心メンバーになって構成されるような審議会ではいけないけれども、専門家の議論を住民が受け止めるという位置づけで、住民代表を入れるということは認めましょうということもいつているので、そういう意味で、要するに逗子市でいえば今のような構成がいいかどうかという問題はあるんですけれども、そこは恐らくそんなに制限されるというふうに考えなくてはいいいんではないかとは思うんですね。今のような形で住民代表を入れるということは、当然あっていいでしょうし、恐らく、法律家の居場所もあるんではないかとは思うので、そういう意味で、構成を大きく

変える必要はないという考え方を示しているのではないかと思いますね。ちょっとこれも疑念的に読んでしまうと、本当に狭い範囲の専門家になってしまいますけれども、ちょっとそこはそう読んでしまうと、何ていうか、本来の趣旨を外れるような気がしますので。

○安達会長 私も御指摘のとおりだと思いますね。ここはあまり現状と変える必要は感じない部分ですけれども。

○海原委員 世の中で変化がかなり激しいですよ。国のほうでは何かストーカーとかね、何か防災とか、そういう事案が出てきてから、個人情報保護法を整備していく、また、条例を整備していくという動きになって、最初から条例を予見してはつくっていないような感じ、絶対ではないですけれども、つくっていないので、基本的には、オンライン結合なんかにしても、30年前というのは全く誰も頭の中にはなかったと思います。やっぱり条例は、議会の承認が必要ですが、条例のほうが直しやすい、見直しがしやすいという点で少し考えていただければいいかなという気がしますけれどもね。

国のほうとしては、言われたらやっぱり守らなくてはいけない部分も気持ちでは分かるのでね、条例でその変化に対応できる部分をちょっとどういうふうにしたらいいか今ちょっとぱっと思い浮かばないんですけれども、その辺は少し考えたらいいかなという気がします。多分、オンライン結合というの、あと何十年後くらいに形が変わっていくと思いますけれどもね。

○安達会長 いずれにしても、審議会として、従来やってきた形での審議をできるだけ確保するということができるような運用を目指していく、そこはやっぱり譲れない部分だろうと思いますので、その限りでどこまで条例の改正に手をつけるか、つけないかあたりを検討するというのが最終的なこの審議会を出す答申の中身になるかなと思います。

このテーマだけで議論するともっと時間がかかりますけれども、ちょっと今日はこのぐらいで継続審議にしてよろしいでしょうかね。

次回までには、全国的な状況も多少は見えてくるかもしれませんので、本日はこの事項については以上とさせていただきたいと思います。

では、次に、この諮問書のほうですと、条例で定めることができるとされている事項のNo. 4、本人開示等請求における不開示情報の範囲についてという

ことで、これについては、本日、資料差し替えがあった部分ですかね。

別紙の2として、改正個人情報保護法の78条と逗子市の情報公開条例の5条との対照表でこれを個々に検討した結果として、特に個人情報保護法のほうでは上がっていないような不開示情報について、逗子市情報公開条例のほうで非公開情報にしているというものはないということのようです。一番最後のページに対比の結果、情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例に定める必要があるというのがない、というのが事務局としての御判断だということですよ。

いかがでしょうか、何か、この点について御質問等ございますか。

特に改めて市の条例改正でこの部分について何か書くということとはしないでいいという判断にしていかがでしょうかですね。

何か御意見、御質問等ございますか。

基本的には、現行の逗子市の個人情報保護条例に規定された不開示情報も表現は違いますけれども、解釈でカバーできると、そういう理解ですよ。

いかがでしょうか。よろしいですか。

では、これについては、基本的に条例に何か新たな不開示情報を新設するということはしないという形で考えたいと思います。

次に、5番のほうですが、任意代理人による請求に際し、必要に応じて本人に対して確認書を送付し、その返信をもって、本人の意思を確認する手続を定める規定についてということですが、これについては、前回頂いた資料では近隣各市の状況を確認し、対応したいということですが、事務局のほうから少し説明をお願いします。

○齋藤総務部参事 ほかの自治体で出している資料を確認しますと、こちらの事務対応ガイド、まだ正式なものはないんですが、事務対応ガイドというものがありまして、そちらにこの任意代理人による請求が正しいものなのかどうか、その委任状の正確性、そういったところを確認する必要があるのではないかとということで、なりすましや利益相反の防止のための対応の例というのがこちらのほうに記載されておりまして、例えば、電話による請求者本人を通話口へ呼び出して口頭で委任の事実を確認すると。

ただ、本市の場合は、電話で本人確認というのはできないようになっており

ます。これがいいのかどうかというのはございますが、それ以外に、地域住民基本台帳における被害の状況になってないかどうかとか、そういった別の方法でなりすましによるものを防止するような手続が必要ではないかということを考えているところでございます。

ただ、こちらのほう、条例に記載するまでのことは考えていないところが多くて、この事務対応ガイドに記載されておりますので、そちらと同じような運用をするということで、例えば、マニュアルとか、そういったものに事務的なマニュアル、そちらのほうに記載していくような形で各職員が対応できるような形をやっていくところが多いというところになっております。

以上になります。

○安達会長 ありがとうございます。何か御質問、御意見等ございますか。

現状では、特定個人情報については任意代理人を認めているわけですよ。

○齋藤総務部参事 そうですね、はい。

○安達会長 その運用の実績というのはあるんでしょうか。

○栗原情報公開課副主幹 ないです。

○安達会長 そうしますと条例には直接規定はしないで、運用ですか、施行規則でもない。

○齋藤総務部参事 ちょっとまだそこまで細かくは考えてないので。施行規則なり、こういった対応マニュアルですかね、そういったものに記載していくような形を考えております。

○安達会長 全く条例にも施行規則にもないと、ちょっと結局どうかという問題は出てきますよね。完全に運用でやっていくというのだと、問題が生じる可能性がないでしょうかね。事故が生じる可能性があることを考えると、少なくとも施行規則ぐらいでは大筋のことは書いておいたほうがいいような気がしますけれども。

本来は、自己情報の本人にのみに認められる権利を任意代理で請求できるということですから、場合によって、それがきちんと行えない場合には事故が起こる可能性があるということですよ。そこは十分配慮しておく必要があると思います。

よろしいですか。

特に御意見等ありませんようでしたら、そういう方向で対応するというようにしたいと思います。

それでは、一応、このNo. 5については終わったことにしまして、最後の条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項として、個人情報保護委員、救済機関の設置ということで、この個人情報保護委員という制度が、他市にない、逗子市の特色を持った制度としてこれまで機能してきたということとして、他市の場合には、開示可否の判断に対して不服の申立てがあった場合に、実施機関の下で条例に基づく不服審査会といった第三者機関を設置して、そこでインカメラで審査をするという仕組みが多数派なんですけれども、それに対して逗子市の場合には、そういう不服審査会は置かずに、それに代えてより簡易に、認否を判断できる仕組みとして、個人情報保護委員という制度をつくったという経緯があったと思います。

改正法の趣旨からして、こういう不服の申出を受ける独自の制度を設けることは妨げられないということで、現行制度を維持するという方向性が示されていますが、これは前回の会議のときに少し問題になりましたように、改正法では第三者機関として不服審査会といったものを置いて、そこに諮問することが、自治体の場合にも義務づけられているということがあるんですね。

そうすると、逗子市でもこの個人情報保護委員とは別に、改めて個人情報保護に関する不服審査会といったものを設置しなければならない、あるいは、現状で設置されている一般的な行政不服審査会にその機能を加えるというふうにするか、どちらかを判断、選ぶ必要があるということになるかなと思っているんですが、もしそういうものを置いた場合には、この個人情報保護委員という制度がちょっと宙に浮いちゃうんですね。機能が重複することにならないかという問題がこれは議論されるべき対象かなと思うのですけれども、その点についていかがでしょうか。何か委員の皆様の方で御意見等ございますか。

○森田副会長 私はこちらで個人情報保護委員を長くやっていたんですけれども、そのときでも行政不服審査法に基づく不服申立てもできたんですけれども、逗子の場合、大部分はそっちの保護委員のほうに来ているということで、それはやはり、それなりの機能をしてきたからではないかと思っています。審査会というものがなかったということもありますけれども、でも仮にそういう審査

会ルートをつくるとしても、個人情報保護委員の制度がきちんと機能していれば、それはそれで十分存在意義はあるのではないかと思いますし、一つは個人情報保護委員、あるいは情報公開の審査員というのは、結論出すまでの期間が非常に制限されていて、30日以内に結論を出すという制度なんですね。

ですから、これはいってみれば、もう早い段階で救えるものは救おうという制度ですので、そういうものと審査会となると、もうちょっとじっくり審査するということになりますので、そういうことからいっても恐らく個人情報保護委員の制度は別ルートをつくるとしても十分存在意義は持つのではないかと思います。

ただ、そういうことでいうと個人情報保護審査会というものをわざわざつくるというのは、保護制度を二度重ねる感じがするので、そこは一般的な不服審査会で対応してもらおうと、そういうことであれば保護委員は保護委員としての存在価値は十分あるので、維持をしていいのではないかと思います。

○安達会長 今までの実績はどのくらいなのでしょうかね。個人情報保護委員が不服の申出を受けて判断したということは、年に一、二回はあるんですけど。そうでもないですか。

○栗原情報公開課副主幹 個人情報保護委員ですね。

○安達会長 保護委員です。

○栗原情報公開課副主幹 ここ五、六年は1件もない。

○安達会長 ないんですか。

○栗原情報公開課副主幹 不服に至るところまではございませんが、事前に苦情相談なども受けていただいているので、その辺のところまでそこまで至っていないという可能性はあります。

○森田副会長 そうですね、要するに単に申立てが来たものを審査するのではなくて、それ以前で相談に乗るという機能がありますので、そういう意味からいっても存在意義はあると。

ただ、一般的に請求の案件自体がそんなに多くはないので、そういう意味では取扱い案件数としては多くはないんですけどもね。

○安達会長 そうするともう一つは、じゃその個人情報保護委員のルートを使わずに、正規に行服法上の審査請求がされたという例はこれまであるんでしょう

か。

- 齋藤総務部参事 そちらもあまりないか。
- 安達会長 ないですか。
- 齋藤総務部参事 はい。ちょっと今詳しくは分かりません。
- 安達会長 そちらでいった場合には第三者機関がないので、審査庁職権で判断するしかないという。
- 齋藤総務部参事 総務課が、私がいた頃は、ちょっと昔の話になりますけれども。
- 安達会長 もともとどちらの場合もそんなに件数はないという中で、個人情報保護委員という制度があることで、幅広く柔軟に苦情等に対しても対応できていたということでしょうかね。

そうだとしますと、せっかくですからこの制度は残しておいた上で、不服審査会については、そんなに件数もないということであれば、あえて、そのための審査会をつくるというよりは、既存の行政不服審査会の中に機能を加えて、ただし、行政不服審査会が通常行う審議は審理員手続がございしますので、しかし個人情報保護に関する開示等の不服審査に関しては、これは改正法で審理員による審理手続を除外していますよね。二本立てで不服審査会の中で、審理員手続を挟まない形でインカメラの審査をする不服審査というものもやるということで、これは既に他の自治体でもそういう実績はあります。行政不服審査会という名前で、両方やっているという、審理員手続を踏ませた通常の不服審査と情報公開、個人情報保護に関する案件について、審理員手続を挟まないで直接やると、両方やっている不服審査会がありますから、それは参考になります。それを参考にしながら、逗子市としてもそれほど大きな負担にならないのであれば、行政不服審査会のほうでそれをカバーするという事は、十分可能かなと思います。

ちなみに、逗子市の行政不服審査会はどのくらい案件があるのでしょうか。

- 齋藤総務部参事 ここ数年はないですね。
- 安達会長 そうですか。いいですね。結構大変なところは大変なんですけれどもね。
- 齋藤総務部参事 あります、あるところは。

○**安達会長** そうであれば、実態、現状に照らしてそれほど負担にはならないということでしょうか。ただ、行政不服審査会にその機能を加えた場合には、委員の人数とかね、委員構成については多少こういった個人情報保護とか情報公開に詳しい人を追加することは考えてもいいかもしれないということでしょうか。どっちみち情報公開条例のほうにも、この情報公開委員ですかね。

○**森田副会長** 審査委員ですね。

○**安達会長** 情報公開審査委員がいますから、情報公開条例にも同様の制度が残る以上は、それと通常兼任されていますから、現行制度は基本的に維持するとして、その上で行政不服審査については先ほどのような対応を考えるという形が一番無理はない対応かなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

委員の皆様の方で特に御意見等ございますか。

よろしいですかね。

では、この件に関してはそういう方向で進めていきたいと思えます。

検討事項として、諮問書に書いてあるものについては先ほどの審議会の諮問を除いて全て一応審議させていただいたということにしたいと思えます。

よろしいですか。

あと、附带的に新しい検討項目が出る可能性がありますので、それは次回、5月ないし6月にお出しただいて、検討するというにしたいと思えます。

それでは、本日のこの件に関する審議は以上でよろしいでしょうか。

では、議題の（1）についてはここまでといたします。次回も継続して審議をいたします。

では、議題の（2）その他ということで、事務局からお願いします。

○**齋藤総務部参事** では、その他としまして、報告が1件と日程の確認がございます。

1番目は特定個人情報保護評価書の報告、資料1となります。そちらのほうを御覧ください。

では、栗原のほうから御説明いたします。

○**栗原情報公開課副主幹** よろしくお願ひいたします。

今回は、既に公表している評価書のうち、評価書の内容が修正されたことにより、再評価の実施をした評価書がありますので御報告をさせていただきます。

対象の評価書につきましては、評価書番号19番、在宅障がい者福祉手当に関する事務、所管課障がい福祉課になります。こちらが、市条例の、条例利用の番号法の条例利用の事務になるんですけれども、この市の条例の改正によりまして、手当の名称が逗子市重度心身障がい者手当から、在宅障がい者手当に変更されたことを受けまして、修正をさせていただいたものになります。

個人情報保護委員会の報告、公表につきましては、令和4年3月28日に終了しております。

以上です。

○安達会長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか、何か御質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、この件については以上とさせていただきます。

では、あとは次回の審議会の日程調整。

(日程の調整)

○安達会長 審議事項については、今回の継続審議以外にも。

○齋藤総務部参事 継続審議と、先ほど会長がおっしゃいました、追加で条例と法令の差異がございますので、そこで何か検討すべき事項がないかということ資料としてお示しして、検討したいと思います。そちらは条例に記載する内容ではないんですが、恐らく運用上の違いが出てくると思いますので、その辺を審議していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安達会長 分かりました。では、よろしいですか。

次回の日程について、特に変更は必要ないですね。予定どおり5月31日火曜日の午前10時からということでよろしくお願いいたします。

それでは、特に何か、皆様から御発言等ございますか。よろしいですか。

では、以上をもちまして、本日の会議は閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時25分閉会